

# 桜井市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和 5 年 3 月 10 日  
桜井市農業委員会

農業委員会等に関する法律（平成 26 年法律第 88 号）第 7 条第 1 項に基づき、桜井市農業委員会の農地等の利用の最適化の推進に関する指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を下記のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第 5 条第 1 項に規定する奈良県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第 6 条第 1 項に規定する桜井市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として 10 年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

なお、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 1. 遊休農地の発生防止・解消について

### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和 5 年 3 月)	1,044ha	4.2ha	0.4%
3 年後の目標 (令和 8 年 3 月)	1,043ha	3.2ha	0.3%
目 標 (令和 15 年 4 月)	1,041ha	1.0ha	0.1%

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第 30 条第 1 項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第 32 条第 1 項第 1 号の遊休農地の合計面積

※2 遊休農地面積は、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）の面積

（2）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

○農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による利用状況調査と農地法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。

○利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

○利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

○利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

○利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

④ 遊休農地対策の PR 活動

○遊休農地解消実証ほ場の設置による PR 活動や、パンフレット配布による周知を行う。

### (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の耕地面積 (A)	集積面積 (B)	集積の割合 (B/A)
現 状 (令和 5 年 3 月)	1,040ha	194ha	18.7%
3 年後の目標 (令和 8 年 3 月)	1,040ha	247ha	23.8%
目 標 (令和 15 年 4 月)	1,040ha	371ha	35.7%

※1 管内の耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積

※2 集積面積は、担い手（認定農業者及び農業委員会法施行規則第 10 条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ①「地域計画」の作成・見直しについて

○農業委員会として、地域（1 集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10 年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに取り組む。

## ②農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、桜井市、農地中間管理機構、農協等と連携し、
  - (ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地
  - (イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地
  - (ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等

についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

## ③農地の利用調整と利用権設定について

○管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

## ④担い手支援活動の推進

○経営規模拡大を志す担い手への農地相談、新たな収益確保に向けた 6 次産業化などの推進を行う。

## ⑤農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

○農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

## (3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。  
単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 3. 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和 5 年 3 月）	10 人 (2.2ha)	1法人 (0.9ha)
3 年後の目標 （令和 8 年 3 月）	21人 (6.9ha)	2法人 (2.8ha)
目 標 （令和 15 年 4 月）	46 人 (17.8a)	5法人 (7.3ha)

※1 新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内で必要な経営体数を試算する。

※2 取得面積は、各年の新規参入者が新たに権利取得する面積。

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

##### ①関係機関との連携について

○奈良県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

##### ②企業参入の推進について

○担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構を活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

##### ③農業委員会のフォローアップ活動について

○農業委員及び推進委員は、新規就農者への声かけを積極的に行い、地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割（見守り活動）を担う。

### (3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

桜井市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、桜井市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力